

## 「課題と論点の整理」において総務省が主担当とされた主な事項

- フィルタリングソフトの改善やPF事業者の**青少年保護に関するサービス提供上の工夫の更なる促進を図る方策**についてどう考えるか。
- 青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくするための**保護者や本人の同意を前提とした技術的手段**にどのようなものがあるか。
- ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、**PF事業者やOS事業者の取組を促すこと**についてどう考えるか。

### 共通認識

- 青少年の**安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランス**が必要。
- **環境整備法の制定時と現在の状況は異なり**、リスクが多様化した現代の環境に対して、**現在の制度では限界**がある。
- 青少年の利用に当たっては、**保護者や事業者、教育機関などの関係者の果たすべき責任・役割**の整理が必要。
- **技術的措置のみでカバーできるものではなく、引き続き、リテラシー向上**の取組推進は必要。

## PFサービスの設計上の青少年保護措置

- PFサービスごとに設計・特性が異なることや、こどもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する**一律の「年齢制限」**（一定年齢以下の使用禁止）**は望ましくないのではないか。**
- 各事業者に対し、**サービスのリスクの評価、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるとともに、それを再評価する仕組みなどを構築すべき**ではないか。
- **保護措置の前提となる「年齢確認」**について、**サービス設計や特性などに応じた厳格化を検討すべき**ではないか。
- **その手法については**、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティリスクも考慮した上で、**確認の段階・方法・レベル**について**検討すべき**ではないか。
- 保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、**初期設定において保護措置が機能することが適切**ではないか。保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合、**改善を促す枠組みが必要**ではないか。

## フィルタリング機能を含む技術的保護手段

- **OS事業者が提供する保護機能**の有用性を踏まえ、キャリアフィルタリングと同様の**「技術的保護手段」**として**提供を義務づけるべきではないか。**

## ICTリテラシーの向上

※総務省「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において検討

- 多様なPFサービスが存在し、**求められるリテラシーが多様化していることから、事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進**も重要ではないか。
- 保護者・教職員という枠にとらわれない**「大人」**のリテラシー向上も必要ではないか。